

北本市市民参画推進条例
概要説明書

平成25年3月
北本市

目次

第1章	「北本市市民参画推進条例」制定の趣旨・・・・・・・・・・	1
1	「北本市自治基本条例」に基づくまちづくりの推進のために.....	3
2	当市における「参画」「協働」「市民公益活動」の分類.....	5
3	条例制定の背景 ～なぜ市民参画なのか～.....	6
4	市民参画の課題.....	8
第2章	「北本市市民参画推進条例」の概要・・・・・・・・・・	9
1	「北本市市民参画推進条例」の位置付け.....	11
2	「北本市市民参画推進条例」の構成.....	12
3	参画を円滑に進めるために（第3条～第5条）.....	13
4	雑則（第12条・第13条）.....	13
第3章	市民参画の手続・・・・・・・・・・	15
1	市民参画の対象となる施策（第6条）.....	17
2	市民参画の実施（第7条）とパブリック・コメント手続.....	18
3	適用除外（第8条）.....	24
4	情報の共有を進めるために（第9条・第10条）.....	25
第4章	市民施策提案制度・・・・・・・・・・	27
1	市民施策提案制度（第11条）とは.....	29
2	市民施策提案制度の流れ.....	30
第5章	資料編	
資料1	北本市市民参画推進条例	
資料2	北本市市民参画推進条例施行規則	

第1章 「北本市市民参画推進条例」制定の趣旨

第1章 「北本市市民参画推進条例」制定の趣旨

1 「北本市自治基本条例」に基づくまちづくりの推進のために

当市のまちづくりの最高規範として位置付けられる「北本市自治基本条例」では、まちづくりの主役を「市民」とし、まちづくりの主体を「市民」「議会」「行政」の三者として、みんなの力で「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」をつくっていくことを宣言しています。

また、「北本市自治基本条例」の理念に基づいた「市民主役のまちづくり」を実現させるため、「北本市自治基本条例」では市民が公共に関わる部分を「参画」「協働」「市民公益活動」に分類し、それぞれ個別の条例又は計画を策定し、推進していくこととしました。

「北本市自治基本条例」第3条第1項第5号では「参画」を「市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加すること」と規定しています。当市では当条例が制定される以前から重要施策を行う際には附属機関の会議の開催や市民説明会及びパブリック・コメント手続等の市民参画手続を実施し、市民の意見を取り入れてきました。

このたび、北本市市民参画推進条例を整備する事により、市民参画の対象となる施策、市民参画手続の実施方法等を明らかにするとともに、市民参画手続の実施予定と結果の公表を行政に義務付け、さらに、新たな制度として市民施策提案制度を設けることとしました。

今後は、「北本市自治基本条例」の理念である「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現に向け、「参画」「協働」「市民公益活動」を一体で推進していき、真に住民自治が確立されたまちを目指していきます。（図1 北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて参照）。

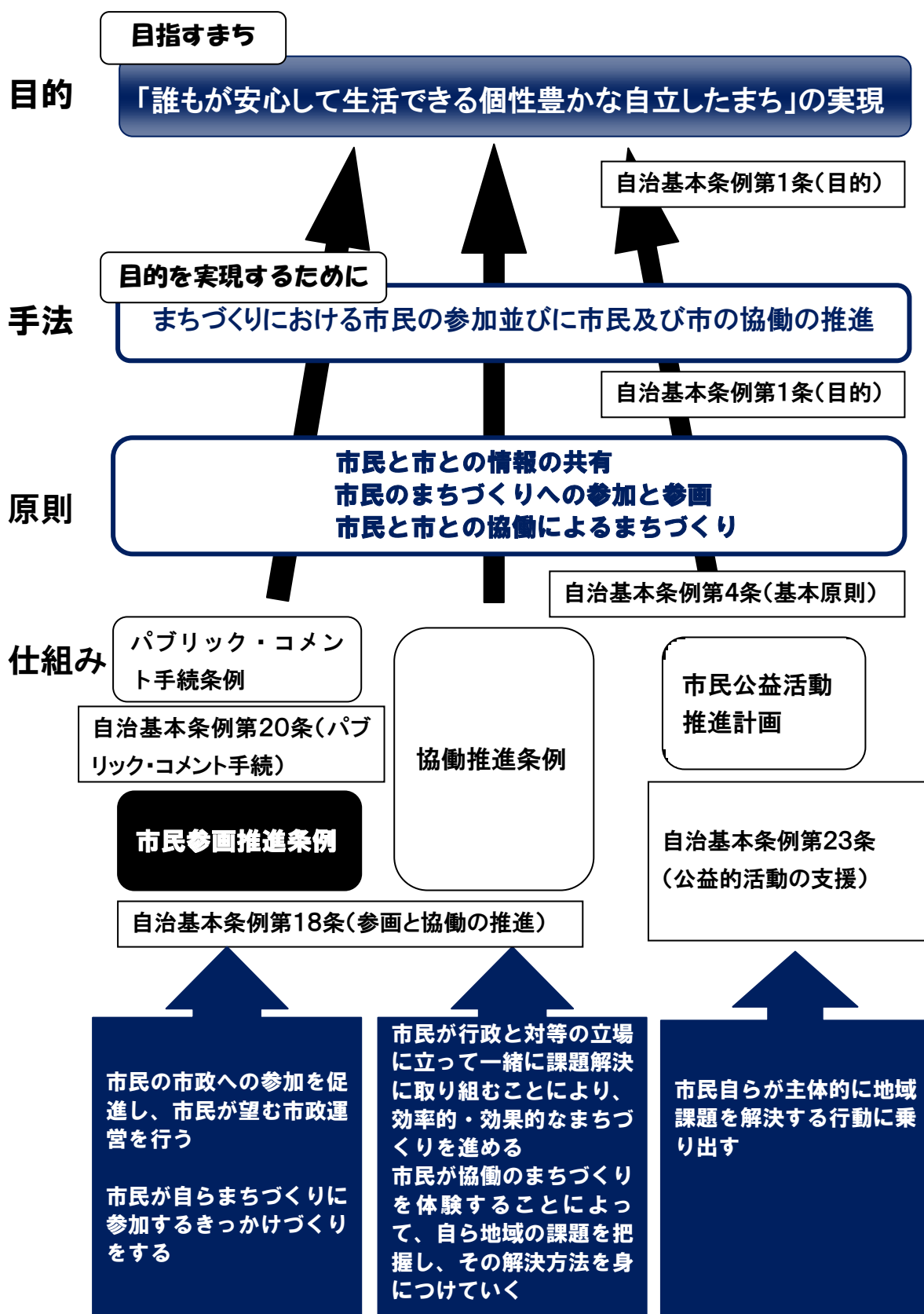


図1 北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて

2 当市における「参画」「協働」「市民公益活動」の分類

「北本市自治基本条例」に規定される「参画」「協働」「市民公益活動」は、
『図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動支援」』
に基づき、一体的に推進していく必要があります。

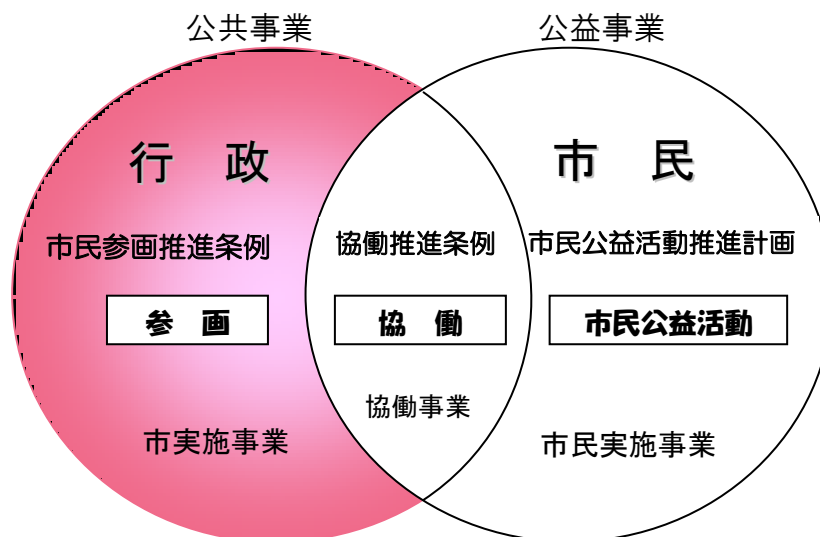


図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」

(1) 北本市市民参画推進条例

行政が実施する施策への市民参画のルールを明確にするとともに、市民参画をより推進するための施策を新たに創設します。

ア 現在実施されている市民参画の手法を一定の手続・制度として整理

イ 市民参画を推進するための新たな制度として市民施策提案制度を創設

(2) 北本市協働推進条例

市民と行政という異なる主体が対等の立場で共通の目標にむけて役割を分担し、協力して事業を実施する際のルールを明確にします。

ア 市民、行政の役割の明確化

イ 行政と市民活動団体とが協働する際に必要な約束事の明示

ウ 協働によるまちづくりを推進するための新たな制度として協働事業提案制度を創設

(3) 市民公益活動推進計画

「北本市自治基本条例」第23条に規定する市民の公益的活動の支援について、具体的な支援・促進施策を体系化します。

これら3つの項目を相互に関連付けて推進していくことによって、市民民主役のまちづくり、住民自治の確立へと繋がっていくものと考えます。

3 条例制定の背景 ～なぜ市民参画なのか～

(1) 市民ニーズの多様化

近年、環境問題、国際化及び情報化の進展、これらに伴う生活環境の変化等により、人々の価値観は多様化してきました。

このような社会の中で、市民が求める公共サービスは多種多様であり、行政が個々の要望に的確に応えることが難しい状況となっています。

参画は、市民が公共サービスに関して受動的になるのではなく、自ら真に必要な公共サービスを見極めるために市政に参加するものです。多様化した市民ニーズに対応するためにも、市民が参画しやすい制度設計を講ずる必要があります。

(2) 地方の権限の強化

平成12年4月施行の地方分権一括法によりこれまでの国と地方の関係が見直され、国と県と市町村はそれぞれ対等な関係へと整備されました。さらに税源移譲、権限移譲なども進み、地域の実情に合わせたまちづくりを行うことができるようになりました。これは長年、国が地方のことを決定し、指導し、保護するという仕組みから、地方のことは地方で決定をする仕組みに変わったことを意味します。しかし、自己決定できるということはそれに伴い責任も求められます。

市が行う事業は、市民に直結する問題です。より良い施策を作っていくためには、行政のみで案を固めるのではなく広く市民の意見を反映させる必要があります。まちはそこに住む人のためにあるので、行政が行う施策の策定に市民が参画することにより、行政と共に責任と自覚を持ってまちづくりを行う必要があります。

(3) 財政問題

地方公共団体は、経済状況の悪化や少子高齢化による生産年齢人口の減少、また人口も減少傾向にあり、将来の財政運営に対する見通しは不透明な状況にあります。

また、地方分権の流れにより、地方の財源は地方で確保する必要があります。

将来の財政運営に対する見通しが不透明な状況にある一方で、市民ニーズの多様化などにより、市の業務はますます増えています。限られた予算の中で、市民は真に必要なサービスを見極め、取捨選択をすることが求められており、最小の費用で最大の効用を目指す費用対効果が重要な考え方になってきています。

(4) 市民意識の向上

「北本市自治基本条例」第4条第2項には「市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。」と規定されています。

当市に存在する111の自治会や8つの地域コミュニティ委員会、北本市社会福祉協議会が設置している北本市ボランティアセンター、市内に21団体存在するNPO法人など、市民の中には市政に関心を持ち、積極的に「まちづくり」を行っている人がいます。

こういった人々の中には、定年後の第2の人生として、長年培ってきた知識、自らの経験などをまちづくりに活かし、当市をより良い「まち」にしていこうという方々も少なくありません。

当市でもこれから定年退職を迎える人々が数多く存在することから、こういった方々の新たな活躍の場として、市民参画の場の提供が重要になっています。



4 市民参画の課題

市民の有識者や公募委員で構成された北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の検討報告書に市民参画の課題として以下の項目が位置付けられています。

(1) 計画段階での市民、市民団体への情報公開等、共通理解を築くための早い段階での市民参画の手順の不足

平成23年に実施した市民意識調査では、「北本市の市政は市民の意見が反映されている」を選んだ人は僅か5%で、当市の市政運営には非常に厳しい評価がなされました。

市民参画、情報公開は以前から行われてきました。具体的には各種審議会の開催、ワークショップ、説明会の開催、アンケート、会議録のホームページでの公開などです。しかし、これら市民参画の実施の判断に関しては、統一的な基準は無く、各施策ごとに対応が異なっていました。

これらの市民参画の実施の判断に関して、統一的な基準を設け、計画段階から早めに市民参画を促進し、市政に反映させるようにします。

(2) 前向きに市民参画を進める、行政側の意識不足

市民参画を進める上で、行政側の意識が不足しては、情報公開も進まず、市民の市政への参加の機会も確保されません。

そのため、全職員を対象にした研修を実施して、市民参画の必要性、市民参画推進条例に規定された手順・手法等を説明して、職員の意識の向上を図るよう努めます。

(3) 市民のまちづくりに対する意識の欠如

市民の中には、市政に興味を持って活動している方がいる一方で、まちづくりに対して積極的でない方々も少なくありません。いくら行政側で、情報発信をして市政への市民の参加を推進しても、それを受ける側の市民の方の意識が低ければ、意味がありません。

市民の方には、市民ニーズの多様化や少子高齢化による財政難などで、従来の行政サービスでは全てのサービスには対応できないことを御理解いただき、それを補う上で市民参画が重要であることを理解していただく必要があります。

今後、広報やホームページ等を活用し市民の意識の向上を図り、市民参画を推し進めていきます。

第2章 「北本市市民参画推進条例」の概要

第2章 「北本市市民参画推進条例」の概要

1 「北本市市民参画推進条例」の位置付け

「北本市自治基本条例」の理念のもとにまちづくりを進めるために必要な制度のひとつとして整備しています。

→「北本市自治基本条例」第18条第3項「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める」（図3 北本市市民参画推進条例の位置付け参照）。

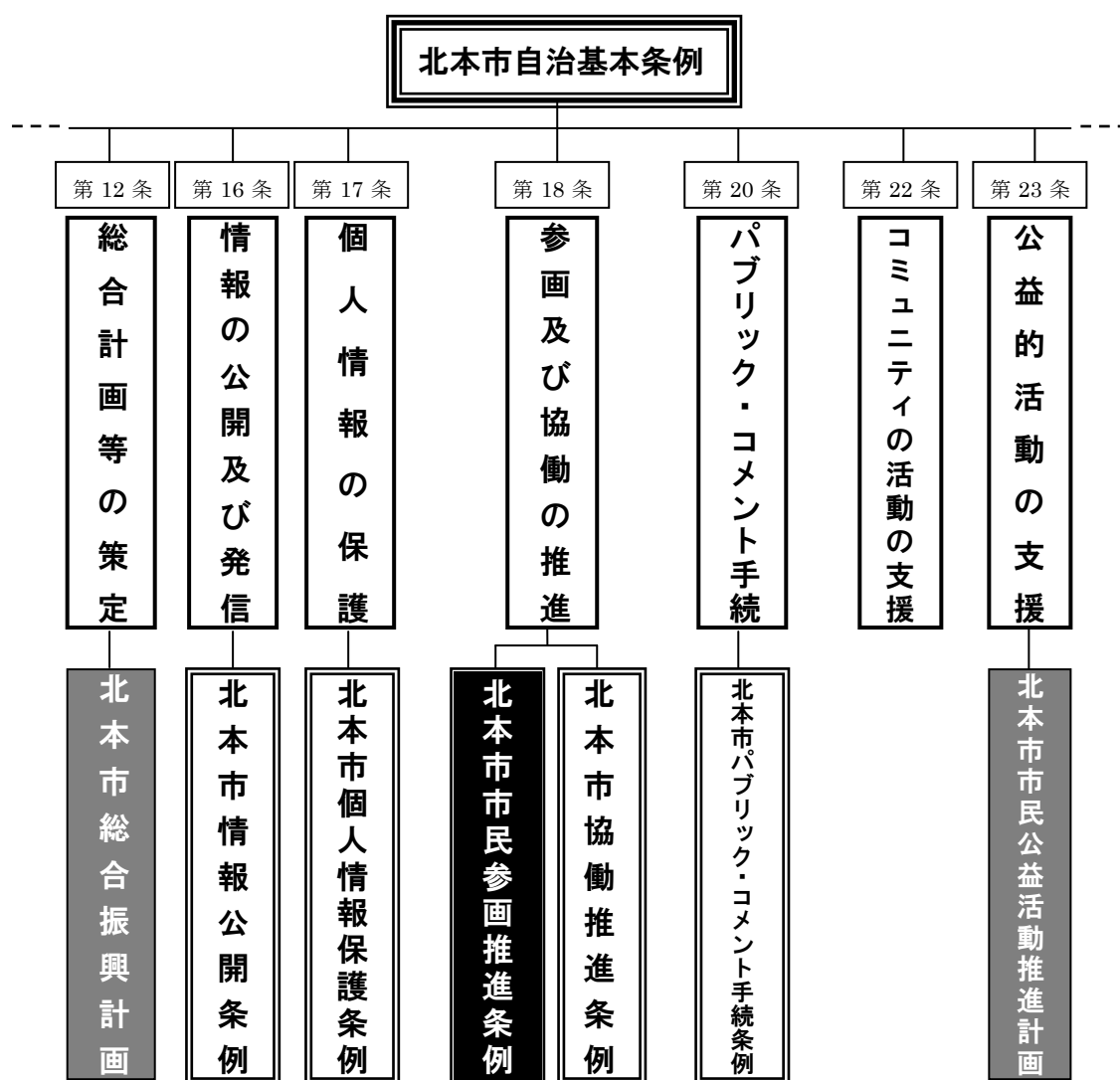


図3 北本市市民参画推進条例の位置付け

2 「北本市市民参画推進条例」の構成

当条例は、第1条から第13条で構成されています。（図4 北本市市民参画推進条例の構成図参照）。

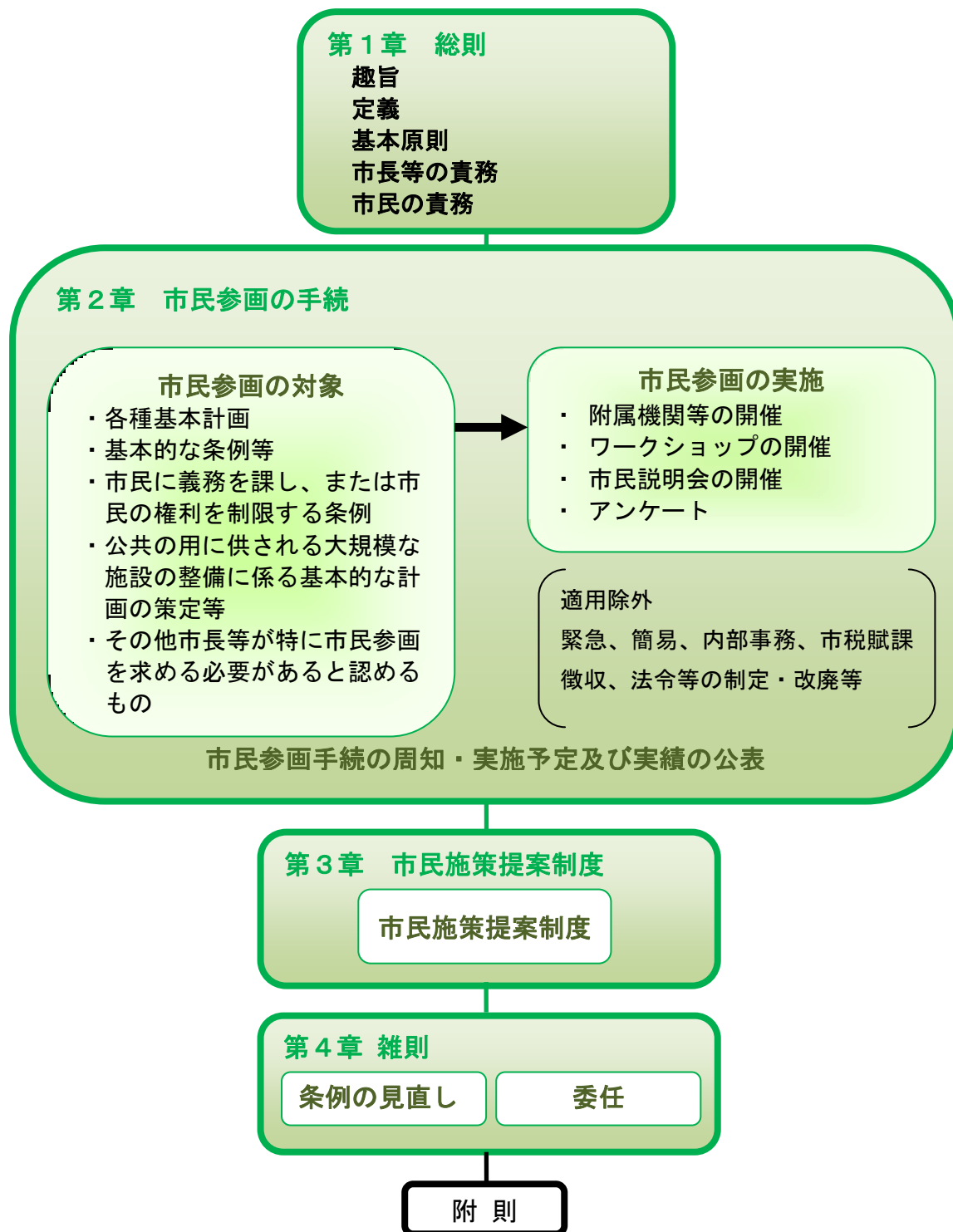


図4 北本市市民参画推進条例の構成図

3 参画を円滑に進めるために（第3条～第5条）

参画は市民と市長等の相互がそれぞれの考え方、立場及び役割を理解して行うことが必要になります。市民はなぜ市がその事業を実施しようするのかを考え、市は公費を使って事業を行う以上、市民のその事業に対する考え方や立場をよく聞いて対象事業を行う責任が生じてきます。

また、市民及び市は以下の事を遵守して、市民の市政への参画を進めていきます（**図5 市民参画を進めるために参照**）。

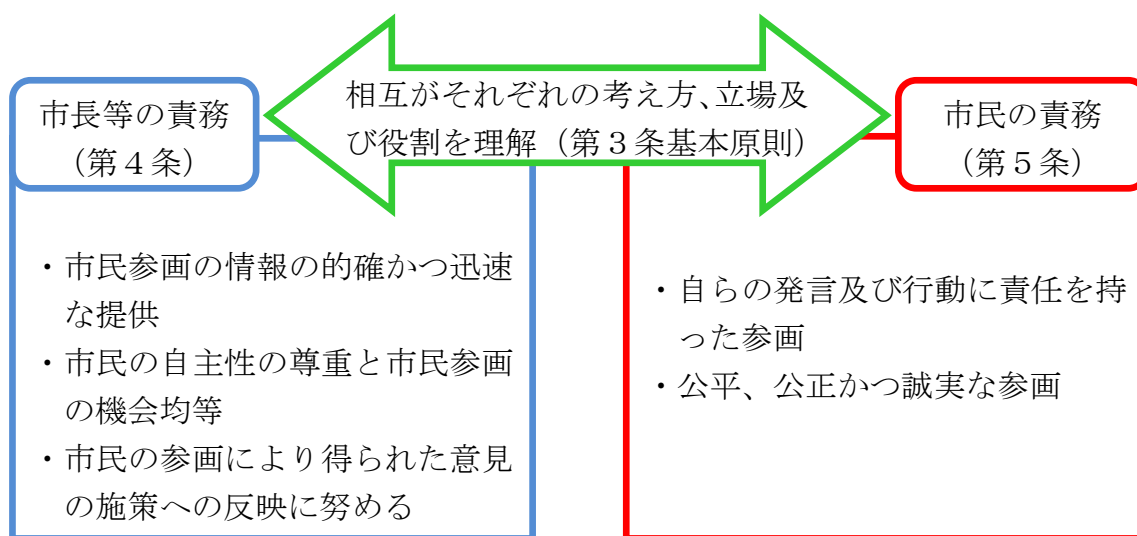


図5 市民参画を進めるために

市は市民参画に関する情報を的確かつ迅速に提供し、市民の自主性を確保した上で全ての市民が参画できるようにします。また、参画によって得られた意見を当該施策に反映させるように努めることも市側の責務として規定しています。

それに対して市民は、特定の個人や団体の利益にとらわれず公共の利益を考えて、自らの発言や行動に責任を持ち、公平、公正に参画を行わなければなりません。

4 雑則（第12条・第13条）

第12条には当条例を社会や経済情勢の変化に合わせて継続的に検証、見直しを行うことを規定しています。

また、第13条に当条例で規定していない事項については、規則で定めるとしています。

第3章 市民参画の手続

第3章 市民参画の手続

1 市民参画の対象となる施策（第6条）

条例第6条には、行政はどのようなときに市民参画手続を実施しなければならないのかが規定されています。

次のア～オに該当する施策（対象施策）を実施するときには、原則市民参画手続を実施しなければなりません。

- (1) 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定

例) 北本市総合振興計画、北本市都市マスタープラン、
北本市環境基本計画、北本市男女行動計画の策定 など

- (2) 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃

例) 北本市自治基本条例、北本市まちづくり条例、
北本市環境基本条例、北本市男女共同参画推進条例 など

- (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

例) 路上喫煙禁止条例、自転車駐輪禁止条例 など

- (4) 公共の用に供される大規模な市の施設の整備（5億円以上）に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

例) 図書館、公民館、体育館の建築計画 など

- (5) 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

第6条は、市民参画の対象施策と市民参画の手続を結びつけるマッチング・ルールです。

これまでも主要な施策を実施する際には、何らかの市民参画手続を実施してきたところですが、この条例中に規定することによって、行政の実施義務として改めて示すものです。



ここがポイント！

2 市民参画の実施（第7条）とパブリック・コメント手続

参画は、自治基本条例第3条第1項第5号に「市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。」と規定されています。

当条例は、このうち政策の企画立案段階に市民が市政に参加する際のルールを定めています。

行政は、施策の企画立案のごく初期の段階で4つの市民参画手続の中から1以上の方法を選択し市民参画を実施します。広く市民の意見を反映させた施策案を作成し、さらにその施策案を自治基本条例第20条に規定するパブリック・コメント手続にかけることによって、市民参画しなかった、あるいはできなかった市民の意見提出権を保障し、より民意を反映した議案を議会に提出するようにします（図6 市民の意見が反映される市政運営参照）。

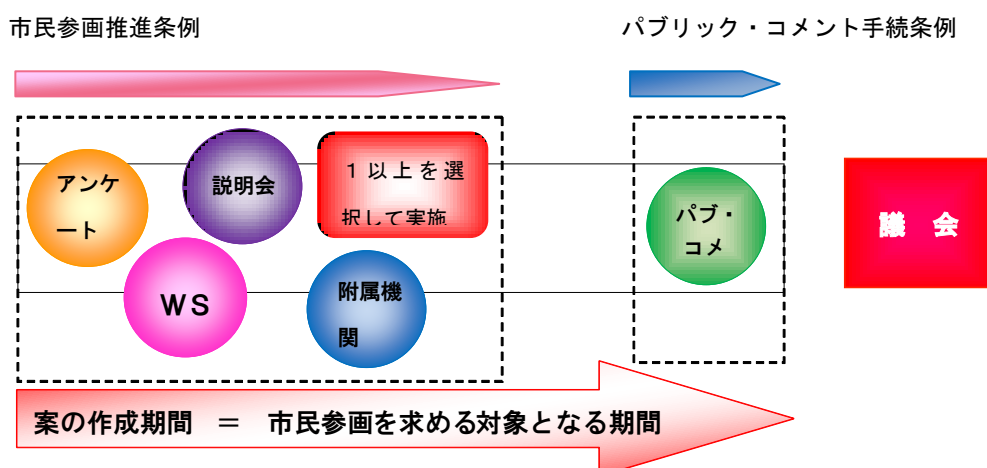


図6 市民の意見が反映される市政運営

4つの市民参画手続の有効性を考慮し、適切な時期に最も効果的な方法を選択します。「1以上の方法を選択して実施」という規定は行政に対する最低限の縛りであって、複数の手続の実施を妨げるものではありません。

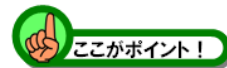
市民参画手続とパブリック・コメント手続をセットで実施することで、より民意を反映させた案の作成を目指すものです。

他市では、パブリック・コメント手続を市民参画手続のひとつとして市民参画推進条例あるいは市民参加推進条例に位置付けている例もあります。

当市では、「北本市自治基本条例」第18条の市民参画の規定とは別に「北本市自治基本条例」第20条にパブリック・コメント手続を規定しているため、別の条例として整備するものです。

パブリック・コメント手続は、行政が議会に議案を提出する前の施策の企画立案の最終段階で、作成した案を広く市民に公表して、意見を聞く制度として位置付けられます。

そのため、パブリック・コメント手続を実施した際に提出される意見が少ないということが問題なのではなく、手続実施の告知がきちんとなされ、初期段階の市民参画手続でより民意を反映させた案が策定できていれば、パブリック・コメント手続に係る意見提出数は少なくなることが必然であると言えます。



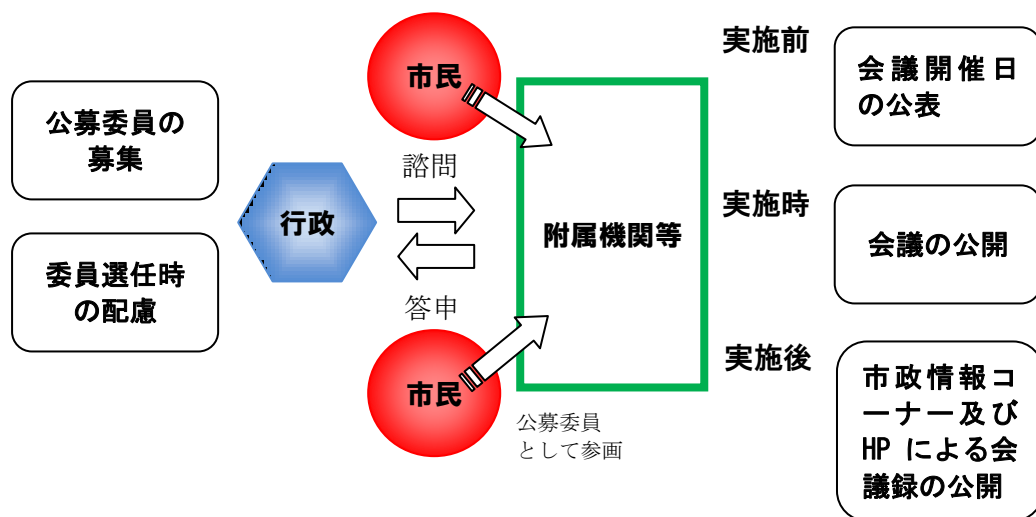
(1) 附属機関等の開催

ア 附属機関等とは

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定めるその他の審査、諮問及び調査等のために置かれる機関のことをいいます。

附属機関等は、諮問・答申の形式により、専門的・技術的知識や経験などに基づいて審議します。

当市では、北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱を定めており、同要綱に公募による委員の選任方法が規定されています。



イ 附属機関等の委員に応募できる要件

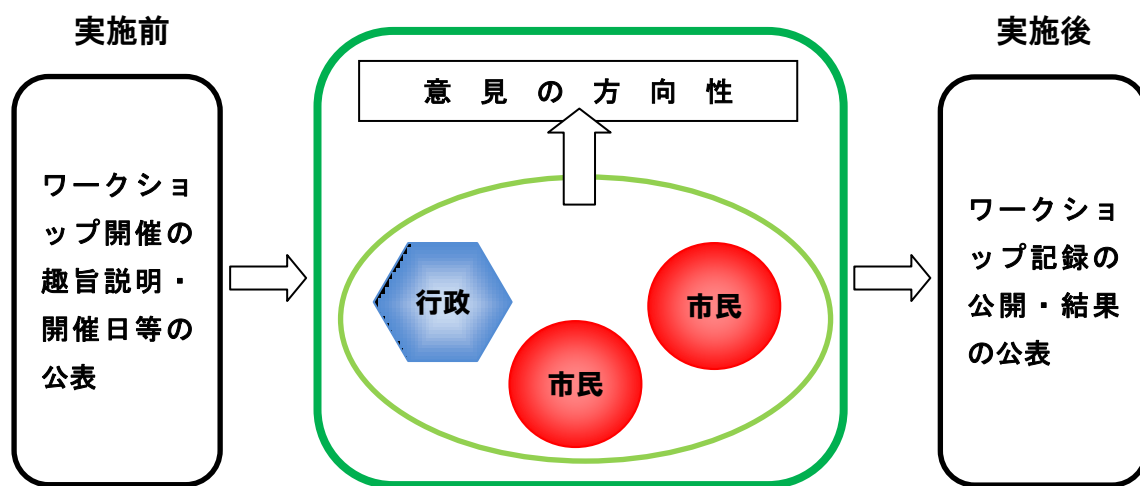
北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱第9条の規定に基づき、市内に1年以上在住する20歳以上で、応募日現在、市の附属機関等の委員でない人が応募要件です。

また、委員の選任にあたっては、男女の委員の割合に配慮し、他の附属機関等との重複任用の回避を原則とすることにより、幅広い市民の参加を求めています。

(2) ワークショップの開催

ア ワークショップとは

ファシリテーター（議論を合意形成や相互理解に向けて調整していく司会進行役）が、議論に対して中立な立場を保ちながら、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全体が体験するものとして運営し、参加者間の意見集約又は市民の意見の方向性を見出すための会合をいいます。



イ 市民参画手続としてのワークショップの特徴

地域の現状を把握し、地域の問題点や課題を整理・分析し、その解決策を見出す作業等を行う場合や、計画の方向性の提言や計画案・設計案づくりなどを行う際に有効な手法です。

具体的には、カードを使ったグループディスカッションや実際に図面に絵を描き込んでいく方法など、参加人数や目的に応じて様々な進め方があります。また、これらを組み合わせて数回にわたって集まり、プランをまとめていく場合もあります。ただ聞いて意見を述べるだけの会議と違って、実際に参加者が手や身体や頭を使って作業を行うため、誰もが建設的な意見を出しやすいように工夫されています。



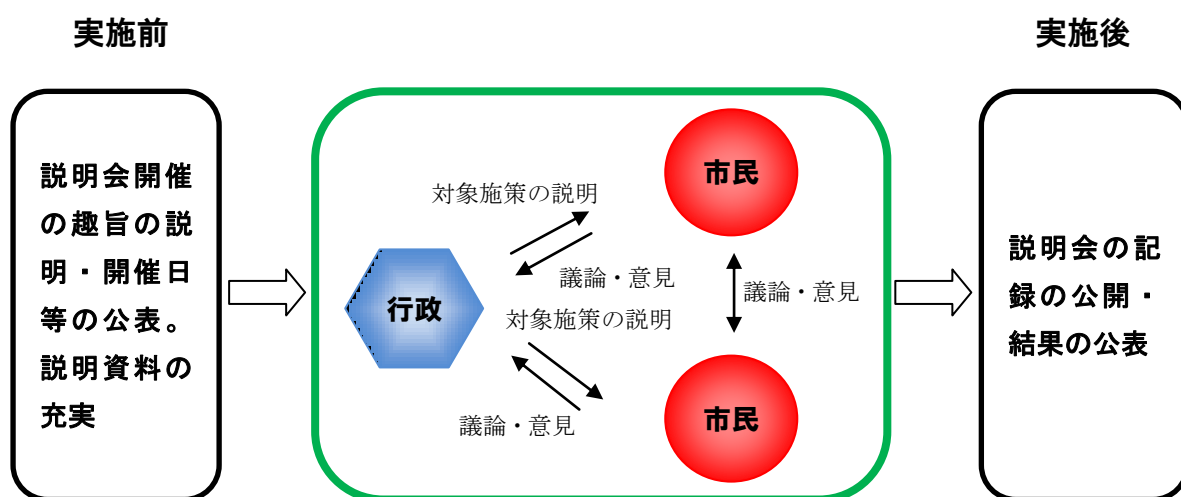
(3) 市民説明会

ア 市民説明会とは

市長等が、施策について市民に説明し、並びに市民及び市長等が意見を交換する場のことをいいます。

当条例では、市民同士の自由な意見交換の中からも多様な意見等を導き出すことを目的として市民説明会を市民参画の一手法として設定しています。

市民説明会後は開催記録を作成し、これを公開することで、当日、会場で市民から寄せられた意見、要望等の概要を明らかにし、情報公開を推進します。



イ 市民参画手続としての市民説明会の特徴

市民説明会は行政から市民に対象施策を伝えることに、重点が置かれていますが、誰でも参加できるという特徴があり、説明の内容に関し、意見交換をすることも可能です。

市民ニーズを把握したい、事業や庁内原案に対する意見をもらいたい、事業内容や実施等に対する理解と協力を求めたい、市の取組に対する評価が聞きたい等の時に選択します。

実施時期も白紙段階から事業評価の段階まで様々な場面で活用できます。

(4) 市民アンケート

ア 市民アンケートとは

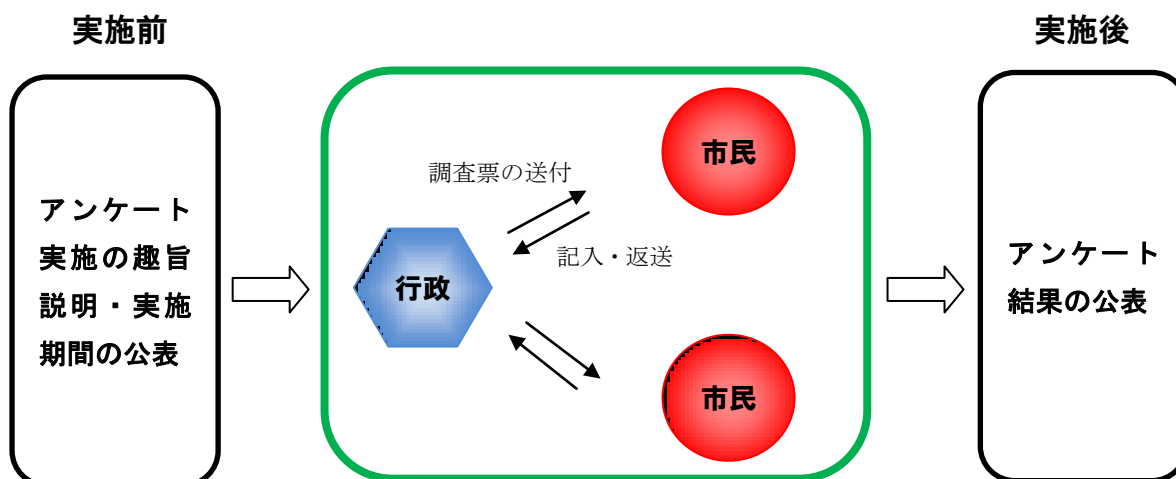
複数の人に対し同じ質問をすることで、比較できる意見を集める調査のことをいい、回答を選択方式にすることで、明確化された意見を集約できます。

計画の策定段階や事業の評価段階に多く用いられます。

郵送やインターネット・電子メールにより実施する場合は、市民が自分の都合の良い時間や場所で回答できるメリットがあります。

<実施の流れ>

調査対象の決定→質問内容の決定→調査票の作成→実施 回収・整理→集計→データの分析・加工→結果の解釈 報告書の作成→整理と保存



市民アンケートの目的を鑑み、何を知りたいか、そのためにはどのような質問が良いのか十分検討したうえで、実施目的を明らかにして行うものとします。

アンケートの実施後に、集計結果及び意見の記載を求めた場合は、記載された意見を公表するものとします。



3 適用除外（第8条）

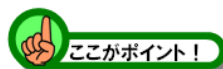
「適用除外」項目として、以下のアからカに該当する場合は、市民参画の対象施策であっても、市民参画手続を省略することができます。

- ア 緊急を要するもの
- イ 簡易と認められるもの
- ウ 市長等の内部の事務に関するもの
- エ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- オ 法令等の制定又は改廃により市長等に裁量の余地のないもの
- カ 法令等の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

「適用除外」項目のアに該当する場合で、市民参画を求めずに対象施策を実施した場合は、その理由をホームページ及び市政情報コーナー掲示版で公表します。

適用除外項目は、市で行う全ての業務に関して市民参画を行った場合、行政の対応スピードが遅れてしまい、市民サービスへ影響を及ぼしてしまうために設けた項目です。

また、緊急を要するものとは、市民へ意見を求めている間に多大な損害を被る場合などを想定しています。例としては災害時などの対応などです。簡易と認められるものとは、制度上の大幅な改定が必要ない場合や、市民参画を行った場合に、単に行政側の負担が増大して、その他の重要な施策の業務に支障をきたしてしまう等、市民参画を行うメリットがない場合などを想定しています。



4 情報の共有を進めるために（第9条・第10条）

「北本市自治基本条例」では、まちづくりの基本原則のひとつに「情報の共有」を掲げています。

市民と行政とで情報の共有が無ければ、参画も協働も進みません。

そのため、当条例では、第9条に市民参画手続の周知を、第10条に市民参画手続の実施予定及び実績の公表を規定しています。

市民参画手続は、条例が整備されていない間も適切に手続を行ってきたところですが、市民からは「市民参画手続実施の告知が不十分で参画できなかった」、「実施結果が果たして公表されたのか記憶に無い」などという意見をたびたび受けてきました。

そのため、そのような苦言を受けることなく、より多くの市民に参画の機会を提供できるよう、条文中に行政の義務として市民参画手続の周知及び実施予定・実施結果の公表を規定しました。



ここがポイント！

ア 市民参画手続の周知（第9条）

市のホームページに「市民参画のページ」を設け、市民参画手続の情報を常時更新するようにします。また、市政情報コーナーへの掲示も行います。

【随時公表】（市民参画手続実施時）

市民参画手続の 公表（第9条）

- ・ 対象施策の内容の公表
- ・ 施策を決定するまでの流れの公表
- ・ 対象施策の市民参画の手法の公表
- ・ 募集内容、開催日、開催場所の公表



市民参画手続の実施結果報告の公表（第7条第2項）

- ・ 出席人数の公表
- ・ 会議録などの実施結果の公表

イ 市民参画手続の実施予定及び実績の公表（第10条）

広報きたもと及び市公式ホームページ市民参画のページにより市民参画手続の実施予定及び実績に関して年度ごとに公表します。また、公表の後、北本市市民参画・協働推進審議会に内容の報告を行います。

【定期的年度公表と報告】

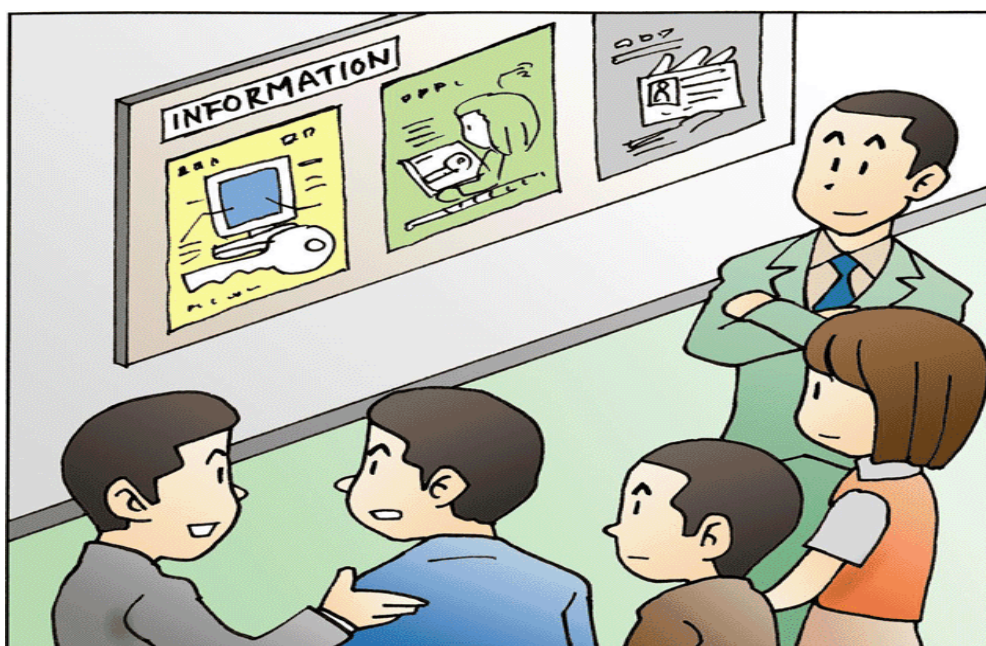
**前年度の市民参画の実施結果
と新年度の市民参画手続実施
予定の公表（第10条第1項）**

- ・ 前年度実施した市民参画対象施策一覧、実施回数及び参加人数の公表
- ・ 新年度市民参画手続実施予定事業の名称、手法及び実施時期の公表



**北本市市民参画・協働推進条
例審議会に市民参画の前年度
実績と新年度実施予定を報告
（第10条第2項）**

- ・ 北本市市民参画・協働推進審議会へ市民参画の実施状況の報告



第4章 市民施策提案制度

第4章 市民施策提案制度

1 市民施策提案制度（第11条）とは

市民参画を推進するための制度として、行政の求めに応じて市民が参画する制度だけではなく、市民が能動的に参画できる制度を新たに設けます。

それが「市民施策提案制度」です（図7 市民施策提案制度のイメージ参照）。

市民施策提案制度は、満18歳以上の市民10人以上で集まって地域の課題解決策を議論し、実現可能な施策をまとめ、行政に提案できる制度です。提案の対象施策は第4章1の市民参画の手続の市民参画手続実施の対象となる施策ア～エまでの施策になります。

- ア 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定
- イ 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- ウ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- エ 公共の用に供される大規模な市の施設の整備（5億円以上）に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

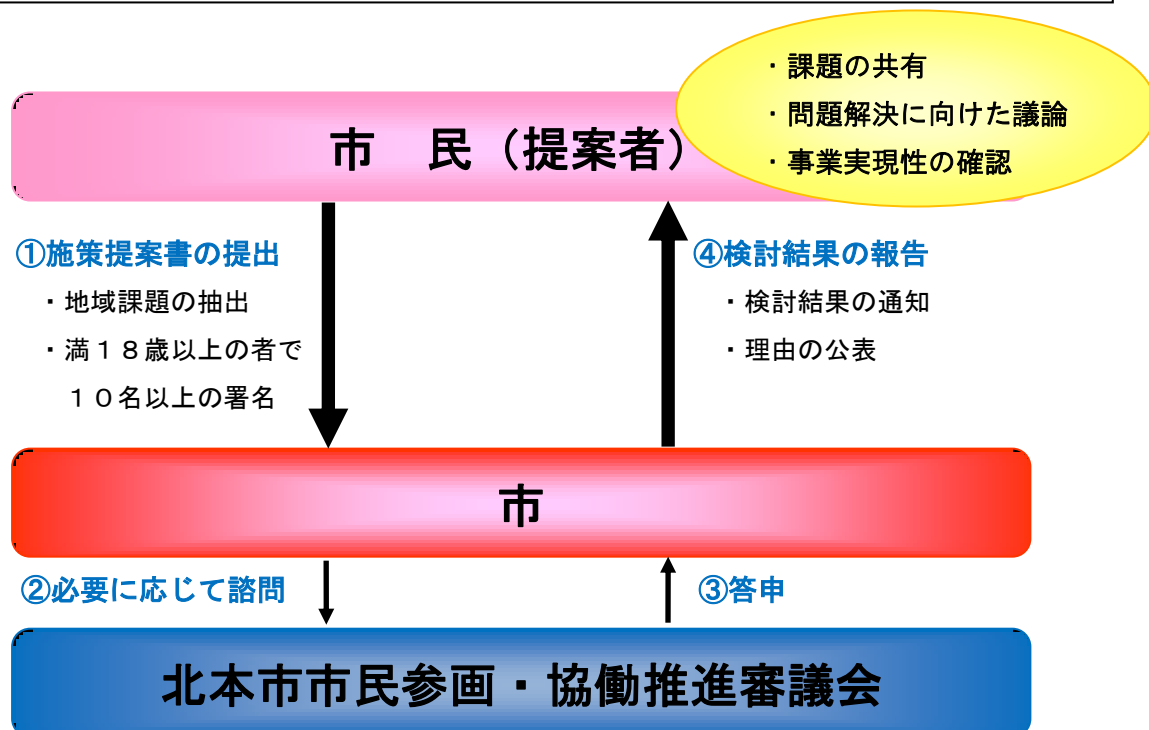
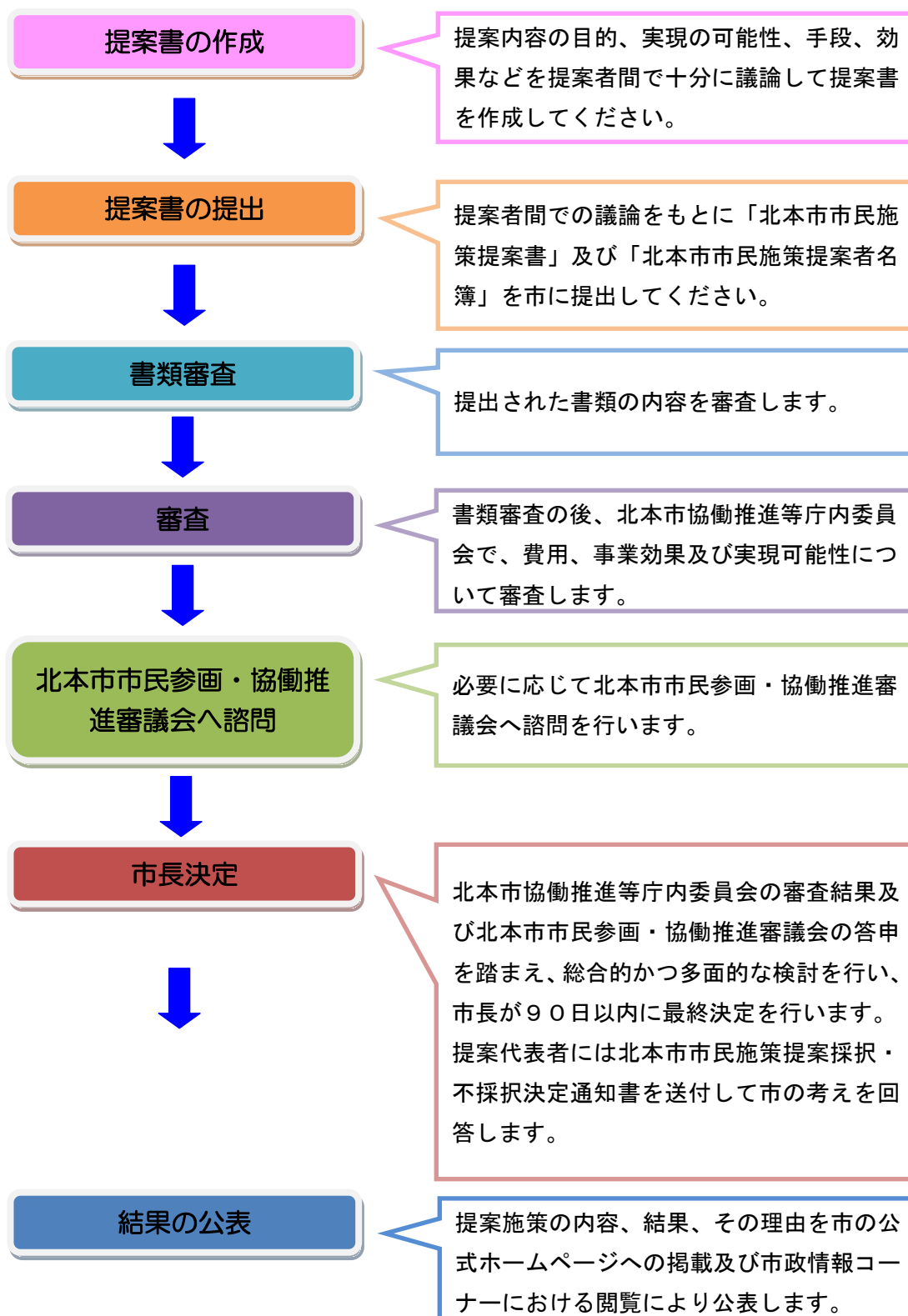


図7 市民施策提案制度のイメージ

2 市民施策提案制度の流れ

市民施策提案制度の流れは以下のようになります。



同制度は広聴制度である「市長への手紙」とは異なり、思いついたこと、気になることを提案するのではなく、あくまでも住民自治の確立を目指すものとして、一定の人たちで地域の課題を共有し、具体的に解決する方策を検討して行政に提案する制度です。そのため、提案される内容は、具体的かつ実現可能なものでなくてはなりません。

採択の可否は、必要に応じて北本市市民参画・協働推進審議会に諮問し、提案された事業が市全体の公益となりうるものか、費用対効果の面から実施することで十分な効果が得られるものか、人的、また財政的に実施が可能なものか、などを総合的に考慮して最終的に市長が判断します。

第5章 資料編

第5章 資料編

北本市市民参画推進条例

平成24年9月28日

条例第24号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 市民参画の手續（第6条－第10条）

第3章 市民施策提案制度（第11条）

第4章 雑則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第18条第3項の規定に基づき、市民の参画（以下「市民参画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワークショップ 市民及び市長等が、施策について、対等な立場で研究し、又は議論し、共同作業を行う中で課題、問題等の抽出及び選択を行い、一定の合意形成を図る場をいう。
- (2) 市民説明会 市長等が、施策について、市民に説明し、並びに市民及び市長等が意見を交換する場をいう。
- (3) アンケート 市長等が、施策について、定型の質問形式で調査項目を設定し、一定の期間内に複数の市民に回答を求め、得られた回答を集計し、比較することをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、北本市自治基本条例において使用する用語の例による。

（基本原則）

第3条 参画は、市民及び市長等の相互がそれぞれの考え方、立場及び役割を理解して行うものとする。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民参画に必要な情報を的確かつ迅速に市民に提供しなければならない。

2 市長等は、市民の自主性を尊重し、市民参画に広く市民が関わることができるようしなければならない。

3 市長等は、市民参画により得られた市民の意見を的確に把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主役として、自らの発言及び行動に責任を持って参画しなければならない。

2 市民は、公平、公正かつ誠実に参画しなければならない。

第2章 市民参画の手続

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策(以下「対象施策」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定

(2) 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な改定

(5) 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

(市民参画の実施)

第7条 市長等は、対象施策を実施するときは、次に掲げる方法のうち、1以上の方法を選択し、適切かつ効果的であると認められる時期に市民参画を求めなければならない。

(1) 附属機関等の開催による方法

(2) ワークショップの開催による方法

(3) 市民説明会の開催による方法

(4) アンケートの実施による方法

2 市長等は、市民参画を求めたときは、その記録を作成し、公表しなければならない。

(適用除外)

第8条 市長等は、対象施策のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参画を求めないことができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易と認められるもの

(3) 市長等の内部の事務に関するもの

(4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(5) 法令等の制定又は改廃により市長等に裁量の余地のないもの

(6) 法令等の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

2 市長等は、前項第1号に該当することにより、市民参画を求めずに対象施策を実施したときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

(市民参画手続の周知)

第9条 市長等は、対象施策を実施しようとするときは、市民に対し市民参画の手続の実施時期、対象施策が定められるまでの手順その他必要な事項について、周知しなければならない。

(市民参画手続の実施予定及び実績の公表)

第10条 市長は、当該年度の市民参画の手続の実施予定及び前年度の市民参画の手続の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民参画の手続の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

第3章 市民施策提案制度

第11条 市民は、満18歳以上の者10人以上の連署をもって、その代表者から市長等に対し第6条第1号から第4号までに掲げる施策を提案することができる。ただし、法令等の規定により提案の手続が定められている事項については、この限りでない。

2 前項の規定により提案する施策は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、施策の目的及び効果並びに当該施策を実施するための方策等が明確にさ

れたものでなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による提案を受けたときは、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該施策の採択の可否を決定しなければならない。

4 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該代表者に通知するとともに、次に掲げる事項（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

第4章 雑則

（条例の見直し）

第12条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北本市市民参画推進条例施行規則

平成 2 4 年 1 0 月 5 日

規則第 3 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市市民参画推進条例（平成 2 4 年条例第 2 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模な市の施設の整備)

第 2 条 条例第 6 条第 4 号に規定する大規模な市の施設の整備は、総事業費が 5 億円以上のものとする。

(市民参画の実施に係る公表)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載並びに所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(市民参画を求めずに対象施策を実施した理由の公表)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規定による公表は、ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(市民参画手続の周知)

第 5 条 条例第 9 条の規定による周知は、ホームページへの掲載及び市民参画の手続の実施について（様式第 1 号）による市政情報コーナー掲示板への掲示による方法により行うものとする。

(市民参画手続の実施予定及び実績の公表)

第 6 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和 3 7 年規則第 5 号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(市民施策提案制度の提案の方法)

第 7 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による提案は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 北本市市民施策提案書（様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（市民施策提案制度に係る決定）

第8条 条例第11条第3項の規定による決定は、提案のあった日から起算して90日以内に行うものとする。

（市民施策提案制度に係る通知）

第9条 条例第11条第4項の規定による通知は、北本市市民施策提案採択・不採択決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（市民施策提案制度に係る公表）

第10条 条例第11条第4項の規定による公表は、ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

市民参画の手續の実施について

対 象 施 策 の 名 称	
市 民 参 画 の 手 続 の 実 施 時 期	
市 民 参 画 を 求 め る 方 法	
対 象 施 策 が 定 め ら れ る ま で の 手 順	
担 当 課 名	
特 記 事 項	

様式第 2 号（第 7 条関係）

（表）

※受理番号	
-------	--

北本市市民施策提案書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
提案代表者 氏 名
電話番号

北本市市民参画推進条例 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり提案します。

施策の名称
施策の内容（具体的に記入）

備考 ※印欄は、記入しないでください。

(裏)

提案の目的（必要性）
実現に向けた手法・手段
事業を実施するための費用
事業を実施して見込める効果
提案に至るまでの経緯

添付資料 提案する条例又は計画の案等

別紙

北本市市民施策提案者名簿

年 月 日

1 施策の名称：

2 提案者

	氏 名	住 所	生 年 月 日	北 本 市 と の 関 わり ※ 1	備 考 ※ 2
1				1 2 3	
2				1 2 3	
3				1 2 3	
4				1 2 3	
5				1 2 3	
6				1 2 3	
7				1 2 3	
8				1 2 3	
9				1 2 3	
10				1 2 3	

※1 市外に住所を有する方のみ次に掲げる番号のうち、該当するものを○で囲んでください。

- 1 市内で働いている。
- 2 市内で学んでいる。
- 3 市内で事業活動を行っている。

※2 市外に住所を有する方のみ勤務先、学校名、事業所名を記載してください。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

北本市長 印

北本市市民施策提案採択・不採択決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市民施策提案について審査した結果、次の
とおり決定しましたので通知します。

施 策 の 名 称	
-----------	--

1 採択

2 不採択
理由：

北本市市民参画推進条例概要説明書

平成25年3月発行

編集 北本市総合政策部協働推進課

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL 048-591-1111（内線2236）

FAX 048-592-5997



感動桜国きたもと